

令和6年度第1回

岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会

日時：令和6年8月26日（月）14:00～

会場：ピュアリティまきび

次 第

1 開 会

2 報告事項

- (1) 岡山県発達障害者支援地域協議会及び岡山県広域特別支援連携協議会について
- (2) 令和6年度の進め方について
- (3) 公開に係る取り扱いについて

3 議 題

- (1) 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて
- (2) 発達障害のある人への支援に係る取組について
 - ・令和5年度の成果
 - ・令和6年度の実施方針

4 そ の 他

5 閉 会

目 次

○ 発達障害者支援法（抄）	1
○ 岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱及び岡山県広域特別 支援連携協議会設置要綱	2
○ 委員名簿	6
○ 令和6年度の進め方について	7
○ 岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域 協議会の公開に係る取扱い	8
○ 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて ..	10
○ 発達障害のある人への支援に係る取組について	32

発達障害者支援法（抄）

平成16年12月10日法律第167号

最終改正：平成28年6月3日法律第64号

平成28年8月1日施行

（発達障害者支援地域協議会）

第十九条の二 都道府県は、発達障害者の支援の体制の整備を図るため、発達障害者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者（次項において「関係者等」という。）により構成される発達障害者支援地域協議会を置くことができる。

- 2 前項の発達障害者支援地域協議会は、関係者等が相互の連絡を図ることにより、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 発達障害のある人のライフステージを通じた切れ目のない支援体制の整備を図るため、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第19条の2の規定に基づき、岡山県発達障害者支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域協議会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 発達障害のある人への早期支援をはじめとするライフステージを通じた支援体制の在り方の検討に関すること
- (2) 発達障害のある人への支援における医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野の連携に関すること
- (3) 発達障害のある人の支援に関わる人材の育成に関すること
- (4) 発達障害への理解の促進に関すること
- (5) その他発達障害のある人の支援の充実に必要な事項に関すること

(組織)

第3条 地域協議会は、次に掲げる者のうちから、県知事が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局及び機関の職員
 - (2) 学校関係者
 - (3) 岡山県医師会所属の医師
 - (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) 親の会代表
 - (7) その他知事が適当と認める者
- 2 地域協議会の委員は、岡山県教育委員会が設置する広域特別支援連携協議会(以下「連携協議会」という。)の委員を兼務する。
- 3 地域協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 地域協議会に、委員長を1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、地域協議会の業務を処理する。

(会議)

第5条 地域協議会は、連携協議会と共同し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、地域協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 地域協議会の事務局は、岡山県子ども・福祉部障害福祉課に置く。

- 2 地域協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱

(設 置)

第1条 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育等の関係部局・機関、大学、医師会及び親の会（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図り、障害のある児童生徒に対し、総合的な教育的支援を実施するため、岡山県広域特別支援連携協議会（以下「連携協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連携協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県内の支援地域（障害のある児童生徒等にニーズに応じて必要な教育的支援を適切に提供するために岡山県教育委員会が想定する地域をいう。）の範囲に関すること。
- (2) 就学前（小学校又は特別支援学校の小学部就学前までの段階）からの障害のある幼児及びその保護者等に対する教育相談の充実に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (3) 就学中（小・中学校、高等学校又は特別支援学校に就学している段階）の適切な教育的支援の実施に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (4) 就学中から卒業後の社会生活への円滑な移行に向けた関係機関等の連携に関すること。
- (5) 障害のある児童生徒等に関わる人材の育成に関すること。
- (6) その他関係機関等相互の情報の共有化に関すること。

(組 織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる者のうちから、岡山県教育委員会教育長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 医療、保健、福祉、労働、消費生活、警察、教育の関係部局及び機関の職員
- (2) 学校関係者
- (3) 岡山県医師会所属の医師
- (4) おかやま発達障害者支援センターの職員
- (5) 学識経験者
- (6) 親の会代表
- (7) その他岡山県教育委員会教育長が適当と認める者

2 連携協議会の委員は、岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「地域協議会」という。）の委員を兼務する。

- 3 連携協議会に専門的事項に関する調査研究を行わせるため、必要に応じて幹事会を置く。

(委員長)

第4条 連携協議会に、委員長1名を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、連携協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員は、委員長の命を受け、連携協議会の業務を処理する。

(会 議)

第5条 連携協議会は、地域協議会と共同して開催し、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連携協議会に委員以外の関係者等を招き、意見聴取等を行うことができる。

(事務局)

第6条 連携協議会の事務局は、岡山県教育庁特別支援教育課に置く。

- 2 連携協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携協議会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

令和6年度 岡山県発達障害者支援地域協議会委員
兼岡山県広域特別支援連携協議会委員

区 分	氏 名	所 属	摘 要
学 識	村社 卓	岡山県立大学保健福祉学部教授	
医 療	佐藤 正浩	公益社団法人岡山県医師会理事	
関係機関	新谷 義和	おかやま発達障害者支援センター所長	
	風早 ひろみ	岡山市発達障害者支援センター所長	
親の会	石原 秀郎	NPO法人岡山県自閉症協会理事長	
保健・福祉	北村 幸治	岡山県保健医療部健康推進課長	
	横田 健二	岡山県子ども・福祉部子ども未来課長	
	田口 昌弘	岡山県子ども・福祉部子ども家庭課長	
	奥山 巧	岡山県子ども・福祉部障害福祉課長	
	光井 聡	岡山県保健所長会	
	九折 正晃	倉敷市総合療育相談センター所長	
労 働	大崎 雅也	岡山労働局職業安定部職業対策課長	
	青木 弘明	岡山県産業労働部労働雇用政策課長	
教 育	苅田 直樹	岡山県教育庁義務教育課長	
	鶴海 尚也	岡山県教育庁高校教育課長	
	江草 大作	岡山県教育庁特別支援教育課長	
	村上 直也	岡山県総合教育センター教育支援部長	
	作間 正浩	岡山県総務部総務学事課長	
学 校	西川 裕	岡山県特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	
	原田 敬子	岡山県特別支援学校長会	

令和6年度 岡山県発達障害者支援地域協議会及び
岡山県広域特別支援連携協議会の進め方について

開催時期	協 議 内 容
第1回 8月26日	1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R5実施状況及びR6取組方針） 2 発達障害のある人への支援に係る取組について ・令和5年度の成果 ・令和6年度の取組方針
第2回 1月 (予定)	1 発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトについて（R6実施状況） 2 (1) 通級による指導におけるICT活用研究事業について (2) 高等学校における合理的配慮充実事業について

岡山県広域特別支援連携協議会・岡山県発達障害者支援地域協議会の公開に係る取り扱い

岡山県広域特別支援連携協議会及び岡山県発達障害者支援地域協議会（以下「協議会」という。）の公開に関しては、岡山県広域特別支援連携協議会設置要綱（平成16年8月26日）及び岡山県発達障害者支援地域協議会設置要綱（平成29年4月1日）に定めるもののほか、この取扱いによるものとする。

1 公開基準

以下の各号に該当すると委員が認めるときは、理由を付して、その全部又は一部を非公開とする。一括または会議ごとに公開・非公開を決定する。

- (1) 岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第8号）第7条各号の規定に該当すると認められる場合
- (2) 協議会を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 公開の方法

傍聴希望者に会議の傍聴を認めることにより行うものとし、傍聴者の定員、資料提供の方法等については、協議会で決定する。

3 会議の開催周知

協議会の開催日の遅くとも1週間前までに以下の事項を岡山県のホームページに掲載することにより行う。

ただし、会議の開催を周知することにより会議の公正かつ円滑な議事運営に支障が生ずる場合、又は緊急な会議の開催等やむを得ない場合はこの限りでない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 議題
- (3) 公開又は非公開（一部非公開を含む）の別及び非公開の理由
- (4) 傍聴を認める者の定員及び傍聴手続
- (5) 問い合わせ先

4 会議資料及び議事録の公開

- (1) 原則として岡山県のホームページに掲載する。なお、発言委員の氏名は記載しないものとする。
- (2) 上記「1 公開基準」の各号に該当する場合であって、委員が公表することが適当でないと認めるときはこの限りでない。

岡山県行政情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第七条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- 一 法令若しくは条例（次号及び第二十四条において「法令等」という。）の定めるところにより公にすることができないとされている情報又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令の規定により従わなければならない各大臣等の指示その他これに類する行為により公にすることができない情報

二 省略

- 三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる情報であつて、公にすることが公益上必要であると認められるもの

四 省略

- 五 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び土地開発公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六～七 省略

県の各種計画における発達障害者支援施策の位置付けについて

第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3年度～令和6年度）

重点戦略Ⅲ 安心して豊かさが実感できる地域の創造

①保健・医療・福祉充実プログラム

○推進施策

発達障害のある人のトータルライフ支援の推進

発達障害のある人が、周囲の正しい理解と特性に応じた適切な支援により、社会で自立した生活を送ることができるよう、市町村や保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関・団体と連携して、家族も含めた幅広い支援策や、かかりつけ医をはじめとした対応力を備えた人材の育成などを計画的に進め、乳幼児期から成人期までの一貫した支援体制の整備を図ります。

第5期岡山県障害者計画（令和6年度～令和10年度）

第2部 施策の展開

第1章 地域生活の支援

第1節 相談支援体制の充実

おかやま発達障害者支援センター

- 地域の医療・保健・福祉・労働等の支援機関と連携し、広域・専門的な相談支援や就労支援、支援者向け研修会等を行います。また、ペアレントメンターの養成・派遣等を行うとともに、ペアレントプログラム等の子育て応援プログラムの導入・普及や家族、保護者が安心して過ごすことができる支援拠点づくり等を促進し、発達障害のある人の家族等も含めたきめ細かな支援を行います。

第2節 地域移行の推進・在宅サービス等の充実

- 発達障害のある人を支援するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係分野が相互に連携し、乳幼児期における早期発見・早期支援、学齢期における支援の情報の引継ぎ、成人期における就労支援等、ライフステージに応じた切れ目のないトータルライフ支援に取り組みます。
- 発達障害者支援地域協議会で地域の課題を協議するとともに、市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携のもと、県発達障害者支援センターを中心とした支援体制の充実を図ります。
- 県民の発達障害への理解を促進するとともに、発達障害の理解がある身近なかかりつけ医等の医療資源や、身近な地域で発達障害のある人やその家族を温かく見守り支援する人材を確保すること等により、地域全体で発達障害のある人を支える共生社会づくりを推進します。

第4節 障害のある子どもへの支援の充実

- 各保健所・支所において、発達障害の疑いのある子どもに対して児童精神科医など専門医による相談を実施することにより、早期発見、早期支援による子育ての環境整備を図ります。
- 発達障害の早期発見、早期支援の重要性に鑑み、発達障害の診療・支援が

できる医師の養成を図るとともに、市町村において巡回支援専門員等の支援者の配置の促進を図ります。(第6章 保健・医療の充実 第3節 保健・医療人材の育成・確保 で再掲)

第5節 人材の育成・確保

- 乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を実施し、保育所の対応力向上を図ります。

第3章 教育の振興

第1節 インクルーシブ教育システムの推進

第4節 関係機関と連携した支援の推進

第5章 雇用・就業、経済的自立の支援

第1節 障害のある人の雇用の推進

- 発達障害のある人の就労に向けた自身の特性理解や受入れ側の合理的配慮への理解促進を図るため、県の職場に研修生として短期間受け入れ、職場体験の機会を提供します。

第3節 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

- 発達障害の特性に応じた就労支援の充実・強化を図るため、事業主等の理解を促進するとともに、発達障害のある人の特性に応じた就労支援の充実・強化を通じて雇用の拡大と定着を図ります。
- ハローワーク等において精神障害のある人や発達障害のある人に対する専門的な支援を行います。

第6章 保健・医療の充実

第5節 疾病等の予防・早期発見・治療

- 発達障害の早期発見や適切な支援を行う体制を整備するため、子どもの心の診療拠点病院を中心に、各地域で発達障害に専門的に携わる医師や関係専門職の育成等を図り、全県的なネットワークの構築を進めます。
- 発達障害を含む様々な子どもの心の問題や被虐待児の心のケアに対応するため、子どもの心の診療拠点病院を中心とする保健・医療・福祉・教育・司法等の各機関が連携した支援体制ネットワークの構築を図ります。また、学校教育を通じて、不登校やいじめ等、思春期にある子どもの心のケアや健康・体力づくりを推進します。

数値目標

ペアレントメンターの人数 現状 (R4 年度) 61 人→目標 (R10 年度) 70 人

第7期岡山県障害福祉計画（令和6年度～令和8年度）

※岡山県障害者計画に定める事項を実現するための具体的目標等を定める計画

数値目標（活動指標）

（4）発達障害者等に対する支援に関する指標

項 目	現状 R4 年度	目標 R8 年度	備考
発達障害者支援地域協議会の開催回数	3 回	3 回	県及び 岡山市 の数値 目標を 合算し て計上
発達障害者支援センターによる相談支援件数	4,669 件	4,700 件	
発達障害者支援センター・発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	526 件	530 件	
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修・啓発件数	502 件	510 件	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の(ア)受講者数（保護者）及び(イ)実施者数（支援者）	(ア)132 人 (イ) —	(ア)140 人 (イ) 20 人	
ペアレントメンターの人数	61 人	70 人	
ピアサポート活動への参加人数	428 人	440 人	

県と市町村
の連携

発達障害のある人の トータルライフ支援

保健・医療・福祉・
教育・労働の連携

(1) 家族支援の推進

家族支援体制整備

- ◎ パARENTメンターの養成・派遣
- ◎ 家族支援のスキル向上支援
- ◎ 子育て応援プログラムの導入・普及
- ◎ 家族の安心した支援拠点づくりの推進

乳幼児期支援 体制整備

- ◎ 早期発見と早期支援のための関係機関連携促進

学齢期支援 体制整備

- ◎ 中学高校連携時における関係機関連携促進

成人期支援 体制整備

- ◎ 青年期キャリア支援強化
- ◎ 青年期以降の支援拠点充実

(2) トータル ライフ支援の 推進

身近な医療資源 の確保

- 身近なかかりつけ医等の発達障害への対応力向上

県民の発達障害の理解促進

- 県民が障害を正しく理解し社会全体で支援していくための理解促進や啓発

身近な支援人材 の確保

- 発達障害者キーパーソンの登録・普及促進

(3) 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

発達障害のある人の支援体制整備の推進

医療を基盤とした 支援体制の構築

- 子どもの心の診療ネットワーク事業
- 【新規】診断待機解消モデル事業

県における支援 体制整備

- 県発達障害者支援地域協議会の設置
- 県発達障害者支援センターの運営

連携

市町村支援体制の整備促進

- 市町村中核人材の育成強化
- 市町村と県センターとの連携強化
- 市町村支援体制の効果検証

支援人材の養成・ 確保

- 保育士研修事業
- 児童養護施設等対応機能強化事業

家族なども含めたきめ
細かな支援を実現

地域の身近な場所
での支援を実現

ライフステージを通じた
切れ目のない支援を実現

県内どこでも、自立した生活を送り、社会参加できるよう、トータルライフ支援を実現 !!

期間: 令和3年度～令和7年度までの5年間

発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトの実施状況について

1 家族支援の推進

(1) ペアレントメンターの養成・派遣

発達障害のある子どもを育ててきた保護者で規定の研修を修了したペアレントメンターが岡山県に60名登録されており、発達の気になる子どもを育てる保護者の話を傾聴・共感しながら、地域で保護者が孤立することのないよう子育てを応援する。また、地域で家族支援を行う支援者に対しても、自らの経験を話すことで、より家族に寄り添った家族支援の充実を図る。

○年度別派遣実績

(単位：人・件)

	R元	R2	R3	R4	R5
実派遣件数	52	19	25	29	31
延派遣件数	129	70	69	94	101
実派遣メンター数	29	16	21	22	23
延派遣メンター数	210	127	94	111	122

○依頼機関別派遣実績（令和5年度）

依頼機関	実件数	延件数
行政（福祉）	5	53
行政（子育て）	1	1
行政（WG）	4	4
教育	2	4
自立支援協議会	3	7
公民館	0	0
親の会	0	0
障害福祉サービス事業所等	6	17
医療機関	0	0
県センター、市センター、市町村Co	3	8
その他	7	7
計	31	101

○活動内容別派遣実績（令和5年度）

活動内容	実件数	延件数
啓発研修	15	15
サポートブック作成	0	0
ペアレント・トレーニング	3	9
茶話会・座談会	9	24
メンター活動の紹介	1	1
その他（診断前親子教室等）	3	52
計	31	101

(2) 家族支援のスキル向上支援

発達障害の特性理解を踏まえた子どもへの接し方等を学ぶ子育て応援プログラムの導入・普及に取り組むとともに、発達障害の診断を受けた子どもの保護者や家族が安心して過ごすための支援の場づくりに県内全市町村が取り組めるよう研修を実施する。

2 トータルライフ支援の推進

(1) 乳幼児期の支援

ア 乳幼児期支援体制整備事業

市町村の母子保健・子育て支援・障害福祉・教育等の関係者を対象とした合同研修会の開催等により、市町村における乳幼児期の支援体制整備の推進を図る。

イ 子どもの健やか発達支援事業（健康推進課）

各保健所・支所において、児童精神科医などの専門医が発達障害の疑いのある子どもに関する相談を実施するなど、早期発見・早期療育による子育て環境の整備を図る。

ウ 障害児等療育支援事業

発達障害の疑いのある子ども等が、身近な地域で療育指導、相談等を受けることができるよう、地域の療育支援施設等が巡回・訪問相談等を行う。

○年度別事業実績

年度	委託先	在宅支援訪問療育等指導事業		在宅支援外来療育等指導事業（件）	施設支援一般指導事業（件）
		巡回相談（日）	訪問相談（件）		
R3	（福）旭川荘	0	49	0	0
	（福）笠岡市社会福祉事業会	22	0	57	100
	（福）津山みのり学園	13	59	59	13
	（福）津山社会福祉事業会	18	0	0	0
	計	53	108	116	113
R4	（福）旭川荘	0	56	0	0
	（福）笠岡市社会福祉事業会	30	0	69	95
	（福）津山みのり学園	14	67	66	15
	（福）津山社会福祉事業会	19	0	0	0
	計	63	123	135	110
R5	（福）旭川荘	0	67	0	0
	（福）笠岡市社会福祉事業会	32	0	85	90
	（福）津山みのり学園	15	57	77	14
	（福）津山社会福祉事業会	18	0	0	0
	計	65	124	162	104

(2) 学齢期の支援

就学前後の移行期における情報連携の取組として、支援に必要な情報を保育所・幼稚園から小学校に適切に引継ぎ、切れ目ない支援を行うためのガイドライン（平成28年度策定）の市町村への普及を図る。

また、中学校及び高等学校の教員を対象とした研修会の開催等により、中学校から高等学校への引継体制の強化に取り組むとともに、就労を見据えた自己理解や相談スキルを獲得できるよう、中学校、高等学校、保健、福祉、就労支援等関係機関の連携を促進する。

(3) 成人期の支援

発達障害のある人の職場研修事業や、発達障害のある人の雇用促進に向けた研修会を開催することにより、就労サポート体制の整備を進める。

○発達障害のある人の職場研修事業（平成28年度～）

- ・研修期間 5週間
- ・受入人数 2人
- ・受入部署 障害福祉課
(一部日程を労働雇用政策課及び備前県民局健康福祉部で実施)
特別支援教育課

○成人期支援体制整備事業（平成29年度～）

- ・発達障害者就労支援担当者連絡会の開催
- ・発達障害のある人の雇用促進研修会の開催
- ・青年期以降の支援拠点充実事業研修会の開催

3 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

(1) 発達障害者支援地域協議会の設置

関係部局、学識経験者、親の会等で構成する発達障害者支援地域協議会を設置し、幅広い意見集約等の下に施策の推進を図る。

また、同協議会の下に、プロジェクト事業ごとに関係課等で構成するワーキンググループを設けて、施策の立案や進め方等について具体的な検討を行う。

○ワーキンググループの構成

テーマ	関係課等	検討内容等
地域支援 (H25～)	・県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課、子ども家庭課 ・教育庁特別支援教育課 ・県発達障害者支援センター	・共通支援シートを用いた就学前後における情報連携の取組促進 ・乳幼児期における支援体制整備と家族支援の推進 ・関係機関、支援者による地域ネットワークの構築、連携促進

成人期支援 (H26～)	・ 県健康推進課、障害福祉課、労働雇用政策課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 岡山障害者職業センター ・ 県発達障害者支援センター	・ 発達障害のある人の職場研修事業及び企業・自治体向け研修 ・ 行政、支援機関、企業等の協働による就労サポート体制の構築
人材育成 (H27～)	・ 県健康推進課、子ども未来課、障害福祉課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 県発達障害者支援センター	・ 発達障害者キーパーソン登録・活動促進事業による多職種連携の促進等を通じた人材育成 ・ 公的職域研修の体系化・共通基盤化
医療連携 (H29～)	・ 県健康推進課、障害福祉課 ・ 教育庁特別支援教育課 ・ 県発達障害者支援センター	・ トータルライフ支援施策の展開方法 ・ 専門医の養成・確保策、医療ネットワークの構築等 ・ 医療と他分野（福祉・教育等）との連携の在り方、その他必要な事項

(2) 県発達障害者支援センターの運営

県発達障害者支援センター（本所：岡山市、支所：津山市）において、発達障害のある人や家族に対する相談支援や就労支援等を行うとともに、市町村のバックアップや関係機関の連携を促進して、全県的な支援体制の充実を図る。

○実施体制

名 称	開設年月
おかやま発達障害者支援センター	平成14年10月
おかやま発達障害者支援センター県北支所	平成20年 6月
岡山市発達障害者支援センター（ひか☆りんく）	平成23年11月

○主な事業内容

- ・ 相談支援、発達支援、就労支援
- ・ 関係機関等との連携（機関コンサルテーション等）
- ・ 個別支援のための調整会議
- ・ 普及啓発及び研修

○年度別相談支援実績

(単位：人・件)

		H30	R1	R2	R3	R4	R5
県	実支援人員	281	247	221	214	186	207
	延支援件数	977	1,187	1,242	1,172	809	718
岡山市	実支援人員	828	939	899	935	915	940
	延支援件数	3,483	3,002	2,934	3,365	3,860	3,624
合 計	実支援人員	1,109	1,186	1,120	1,149	1,101	1,147
	延支援件数	4,460	4,189	4,176	4,537	4,669	4,342

○主な相談内容

- ・就労（今後の就労、現在の職場）
- ・家庭生活（家庭でできること、行動障害）
- ・健康、医療（発達障害かどうか、告知後の不安等）
- ・教育（学校、進路）

（３）市町村支援体制の整備促進

発達障害のある人が身近な地域で適切な支援を受けることができるよう、発達障害者支援コーディネーターの配置等により、市町村における相談支援等の充実や地域の関係機関が連携した支援体制の整備を促進する。

○発達障害に係る市町村相談窓口 26市町村（R6.6.1現在）

市町村名	相談窓口名称等	開設年月
玉野市	こどもみらい課	平成20年 4月
備前市	社会福祉課	平成25年 4月
瀬戸内市	福祉課	平成22年 4月
赤磐市	子ども・障がい者相談支援センター	平成22年 4月
和気町	健康福祉課	平成25年 4月
吉備中央町	福祉課	平成29年 4月
倉敷市	倉敷発達障がい者支援センター・総合療育相談センター	平成18年10月
笠岡市	子育て支援課・地域福祉課	平成18年 4月
井原市	子育て支援課・福祉課	平成25年11月
総社市	総社市障がい者基幹相談支援センター	平成21年 4月
高梁市	たかはし発達障害者支援センター	平成24年 4月
新見市	新見市障害者地域活動支援センター	平成18年11月
浅口市	健康こども福祉課	平成24年 4月
早島町	こども未来課・健康福祉課	平成25年 4月
里庄町	健康福祉課	平成30年 4月
矢掛町	こどもみらい課・福祉介護課	平成22年 4月

津山市	津山市健康増進課療育センター・障害福祉課	平成29年 4月
真庭市	真庭市発達発育支援センター	平成21年 4月
美作市	美作市発達支援センター	平成24年 4月
新庄村	住民福祉課	平成31年 4月
鏡野町	子育て支援課・総合福祉課	平成23年 4月
勝央町	健康福祉部	令和 2年 4月
奈義町	こども・長寿課	平成26年 4月
西栗倉村	保健福祉課	平成30年 4月
久米南町	保健福祉課	平成31年 4月
美咲町	健康推進課	平成29年 4月

○年度別相談支援実績

(単位：人・件)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
Co. 配置市町村数	23	25	26	26	26	26
実支援人員	2,274	2,325	2,712	3,134	2,430	2,266
延支援件数	8,038	7,535	11,539	16,507	15,711	12,630

(4) かかりつけ医等対応力向上事業

発達障害のある子どもの早期発見及び早期支援等のために、地域の身近なかかりつけ医等を対象とした研修を実施し、発達障害に関する対応力の向上を図る。

○令和5年度かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の修了者数 (単位：人)

実施内容	医 師	その他	計
第1回 (発達障害者支援基本研修)	124	167	291
第2回 (発達障害者支援基本研修)	141	194	335
第3回 (発達障害者支援基本研修)	146	217	363
第4回 (発達障害者支援応用研修)	150	222	372
計	561	800	1,361

(5) 発達障害者支援キーパーソン活動促進事業

様々な分野・職域で発達障害者支援に携わる専門職等をキーパーソンとして登録し、研修や交流機会の提供等を通じて、トータルライフ支援の中核的人材の育成を図る。

○発達障害者支援キーパーソンの登録状況（R6.7.31 現在）（単位：人）

分 野	登録者数	主な構成員
医 療	6 1	医師、看護師
保 健	3 3	保健師
福 祉	1 2 1	相談支援専門員、障害福祉サービス事業従事者
教 育	7 0	特別支援学校教諭、特別支援コーディネーター
労 働	3 5	障害者就労・生活支援センター職員
連携調整	4 7	市町村コーディネーター
家族支援	4 4	ペアレントメンター
計	4 1 1	

○ 専門機関での臨地研修

発達障害児（者）支援の拠点機関での臨地研修を通じて、実践的な支援のノウハウ等を習得する機会を提供する。

令和5年度は、市町村発達障害者支援コーディネーターをはじめとする専門職等を対象に、おかやま発達障害者支援センターが実施する市町村支援に同行（オンラインを含む。）し、他市町村の支援体制について学ぶ機会を提供した。

研修参加者：2人（16日間）

（6）子どもの心の診療ネットワーク事業（健康推進課）

診療拠点病院が医師及び関係専門職に対する研修会や、地域の医療機関及び保健福祉関係機関等の職員等に対する講習会を開催し、発達障害等子どもの心の問題に対応する診療関係者の育成を行う。

（7）発達障害児支援保育士研修事業（子ども未来課）

人間形成の基礎となる乳幼児期において、子どもの発達の特長や課題を踏まえた質の高い保育を推進するために、保育士等を対象とした研修を実施する。

（8）児童養護施設等対応機能強化事業（子ども家庭課）

児童養護施設等に入所している発達障害児等への適切な支援のために、施設職員等を対象とした研修及び事例検討を実施し、支援技術の向上等を図る。

（9）発達障害についての正しい理解の促進

発達障害のある人が周囲の正しい理解と適切な支援により、社会の中で自立した生活を送ることができるよう、世界自閉症啓発デー（4月2日）や発達障

害啓発週間（４月２日～８日）における関係団体等との協働・連携による普及啓発や、SNS等を活用した継続的な情報発信等を通じ、発達障害に関する県民の理解を促進する。

○普及啓発活動

取組名	主催者	開催場所	開催日
ブルーライトアップ	岡山県	岡山県庁舎ビロティ	R6. 4. 2～8
	岡山市	岡山城	R6. 4. 2
	倉敷市	JR倉敷駅北口広場 からくり時計	R6. 4. 2
	NPO法人岡山県自閉症協会	鶴山公園（北側城壁）	R6. 4. 2
	笠岡市	JR笠岡駅時計台	R6. 4. 1～9
	総社市	備中国分寺五重塔	R6. 4. 2～8
	高梁市観光協会	旧吹屋小学校	R6. 4. 2
	新見市	新見市夢すき公園 親子孫水車	R6. 4. 2～8
	新見市	新見市健康増進施設 「げんき広場にいみ」	R6. 4. 2～8
	新見市	新見市役所本庁舎	R6. 4. 2～8
	新見市	ほほえみ広場新見	R6. 4. 2
	岡山県	旧遷喬尋常小学校(真庭市)	R6. 4. 2～8
	矢掛町	嵐山公園	R6. 4. 2～8
	ノートルダム清心女子大学	ノートルダムホール中央棟・東棟 (YouTube配信)	R6. 4. 2～8 (4. 7から配信)
	瀬戸内市地域自立支援協議会、瀬戸内市	瀬戸内市民図書館 (作品の展示、ブルーライトアップ)	R6. 4. 2～8
街頭啓発活動	岡山県発達障害児・者の親の会連携協議会	JR岡山駅	R6. 3. 31
		JR倉敷駅	R6. 4. 2
	赤磐市、岡山県自閉症児を育てる会	マックスバリュ桜ヶ丘店	R6. 4. 2
子どもたちの作品等展示	NPO法人岡山県自閉症協会	津山市役所	R6. 4. 1～12
ONE POINT BLUE活動	倉敷市	倉敷市庁舎他	R6. 4. 2～8
ブルーリボン着用	赤磐市	赤磐市庁舎他	R6. 4. 1～8
懸垂幕の掲出	岡山県	岡山県庁舎	R6. 4. 1～8
懸垂幕の掲出	岡山市	岡山市庁舎	R6. 3. 29～4. 8
啓発パネル展示	岡山県	岡山県庁舎玄関	R6. 4. 1～7
デジタルサイネージへの掲示	岡山市	J R 岡山駅連絡通路	R6. 3. 31～4. 8
	新見市	新見市立中央図書館	R6. 4. 2～8

取組名	主催者	開催場所	開催日
啓発チラシ設置	岡山県	県内コンビニエンスストア等	R6.3.1～4.30
チラシへの掲載	高梁市	高梁市内スーパーマーケット	3月中旬～4月上旬
「アスのワニプロジェクト」 公募作品原画展等	岡山県立図書館	岡山県立図書館	R6.3.20～4.14
関連図書等の展示	岡山市立中央図書館	岡山市立中央図書館	R6.3.1～4.30
関連図書等の展示	岡山県発達障害児・者の 親の会連携協議会	倉敷市内図書館及び ライフパーク倉敷図書館	R6.4.2～8

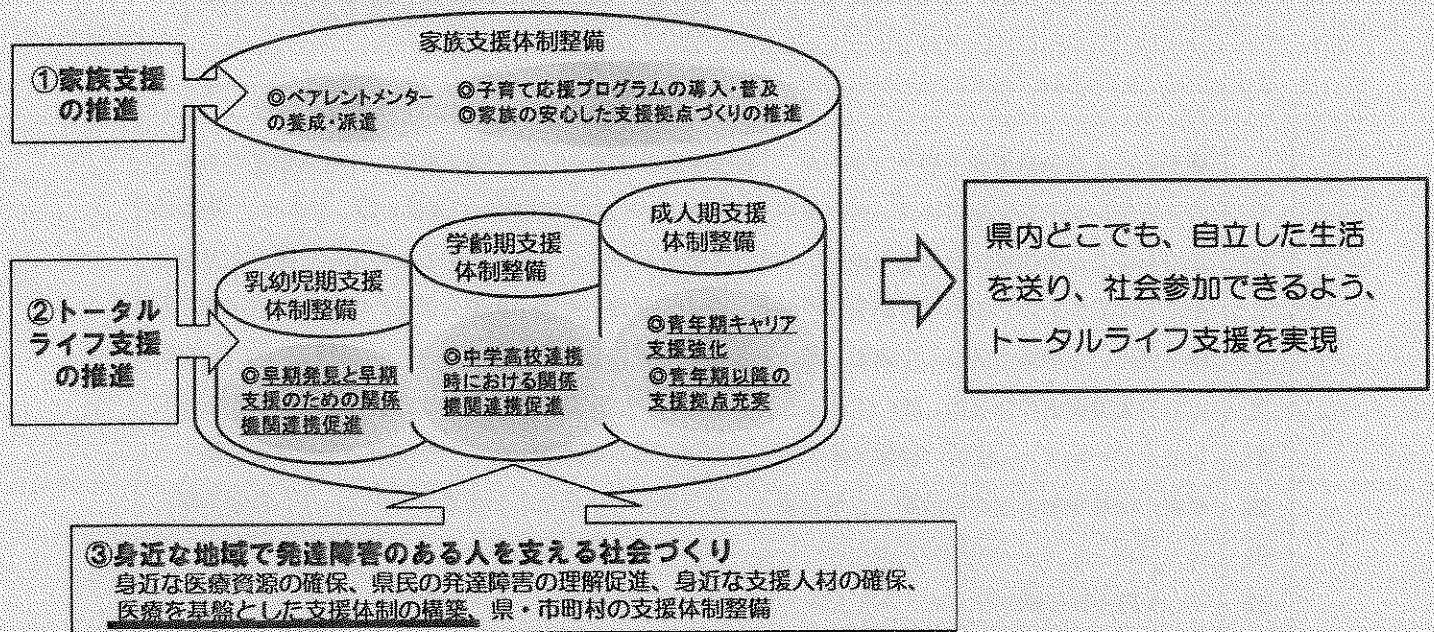
※その他、広報誌、広報番組（テレビ・ラジオ）を活用し、啓発実施

○発達障害者支援県民理解促進事業の実施

株式会社ファジアーノ岡山スポーツクラブに委託し、NPO法人岡山県自閉症協会に協力いただき、令和3年度に制作した啓発映像をサッカーJ2リーグ公式試合（ハーフタイム）において放映するとともに、試合前に啓発パネル等の展示や啓発資材の配布等により、若い世代をターゲットとした発達障害への県民理解の促進を図った。

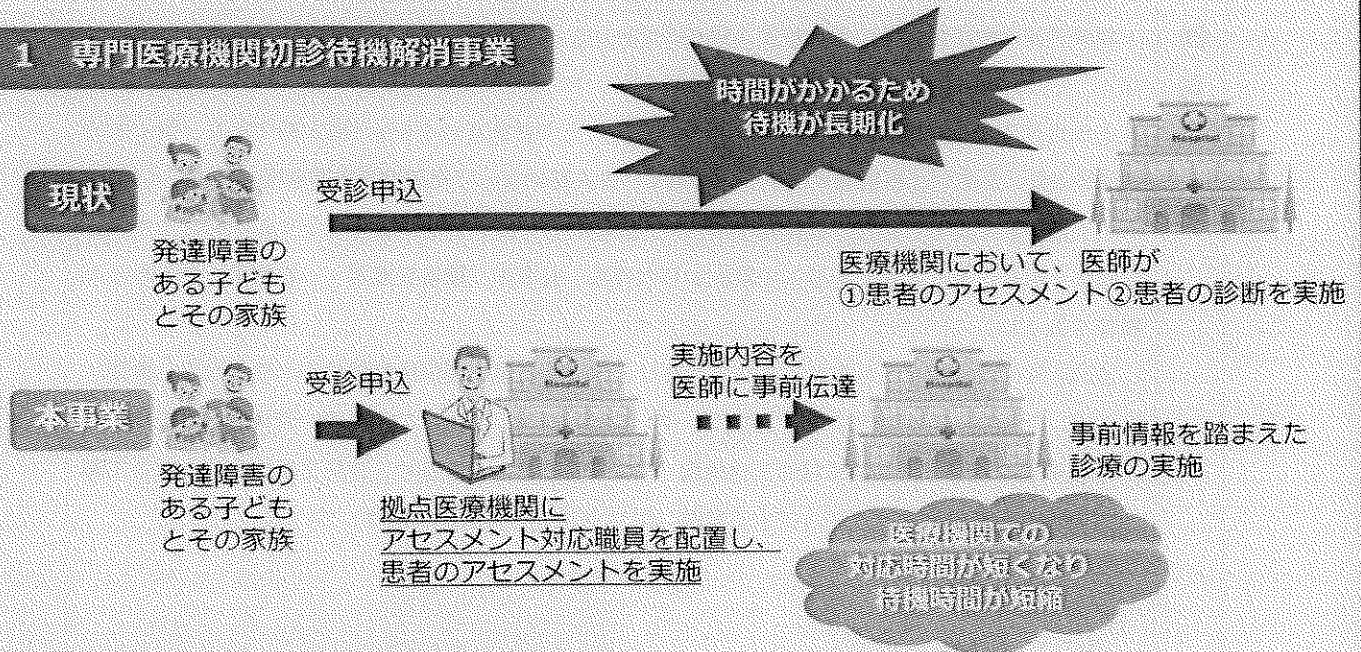
実施日 令和6年4月3日（水）

第3期発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクト (令和3年度～令和7年度)



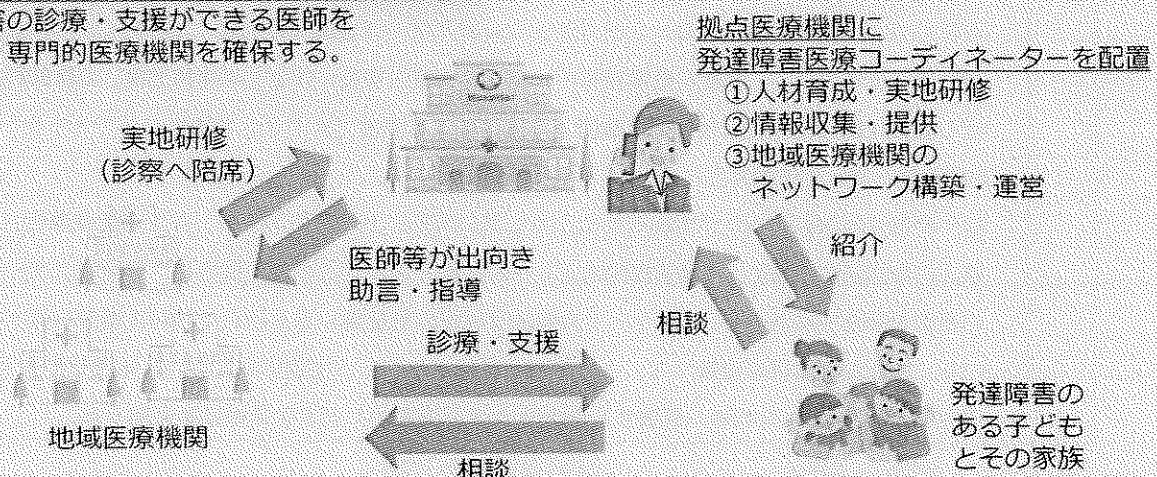
【新規】発達障害診断待機解消モデル事業（令和6年度～）

1 専門医療機関初診待機解消事業



2 専門医療機関ネットワーク構築事業

発達障害の診療・支援ができる医師を養成し、専門的医療機関を確保する。



発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 おかやま発達障害者支援センター】

令和5年度取組の成果と課題

◆おかやま発達障害者支援センターは、「発達障害者支援センター運営事業」、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトⅢ期（3年目）」の2本の柱組みで運営を行ってきた。「発達障害のある人とその家族が身近な地域で、すべてのライフステージで、切れ目のない一貫した支援を受けられるための、各市町村部局横断組織（保健・教育・労働・医療・福祉）による支援体制の整備と強化」を事業方針として運営した。支援体制の整備を3つのカテゴリーに分類し、「1次支援」として発達障害のある人、疑いのある人、ご家族への相談支援、「2次的支援」として巡回相談やコンサルテーション、個別の調整会議などへの参加、「3次的支援」として市町村の発達障害に関する事業や部局横断的な検討会議への運営協力・普及啓発・研修などを実施してきた。ここ数年の傾向としては、すべての市町村に置かれている「市町村発達障害者支援コーディネーター」の存在もあり、1次支援の減少や2次・3次支援へのシフト（増加傾向）があげられる。

【直接支援】

・相談支援件数に関しては R5年度 750 件*であった。実支援人数の減少傾向は前年度から続いており、その背景には市町村発達障害者支援コーディネーターが岡山市を除く 26 市町村に配置され、身近な相談窓口の整備が進んだことが考えられる。その対象者の78%が成人期であり、特に知的障害のない、あるいは軽微な人のニーズが高く、成人期になって発達障害診断を受けた人（49%）への支援が多く認められた。具体的なニーズ・課題としては、生活や就労など今後に向けた本人との相談、引きこもり状態にある人の家族からの相談、就労中（障害者雇用・一般雇用）の人からの相談であった。

※750 件の中にはケースにおける情報共有などの調整会議や関係機関職員への助言など、機関コンサルテーションが含まれる。支援センターに新規相談が入った場合、早い段階で Co. を中心とした身近な地域支援機関や就労支援機関への「つなぎ支援」を進め、合同で面接を行うなど主軸である支援機関をバックアップする役割（アウトリーチ支援）に移行している。

【間接支援】

・個別事例に関する支援助言

延べ件数では、R4年度が 271 件であったのに対し R5年度は 223 件と若干減少した。支援ニーズとしては、各支援機関へのコンサルテーションやケース会議での助言、市町村 Co. への個別支援に関するサポート、強度行動障害事例に関する医療・福祉・行政との連携支援、公務部門における就労継続のための助言、関係機関との協働による支援プログラムの実施などであった

・体制整備に関する支援助言

延べ件数では R4 が 163 件であったのに対し R5年度は 169 件であった。自立支援協議会（岡山県人材育成部会・強度行動障害部会など）への参画や各市町村の部局横断のワーキングチームへの参画を積極的に進めた。結果として具体的な支援体制整備に取り組む市町村の増加に繋がっている。また主催の研修会等では、各市町村で展開されている支援体制について報告してもらい、厚労省（専門官）・文科省（調整官）等からコメントをいただき効果検証を実施した。

	・研修会・支援プログラムの実施等、普及啓発 主催共催研修：延べ件数 R4 年度 44 件、R5 年度 45 件、講師派遣：R4 年度 180 件、R5 年度 263 件であった。普及啓発やネットワーク作りに向けて、乳幼児期、学齢期、成人期、家族支援等に関する支援者向け研修会や連絡会議などをオンライン形式で実施した。 【その他】 ・岡山県のペアレントメンター事業の事務局としてメンター養成（13 名）計 60 名、メンター派遣（実派遣 30 件、延べ 103 件）を行った
令和 6 年度の取組方針	今年度も「発達障害者支援センター運営事業」、「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトⅢ期（4 年目）」の枠組みで発達障害のある人のトータルライフ支援の推進を重点的に進めていく。また、昨年度から障害福祉課障害福祉サービス班より「強度行動障害への支援体制整備事業」の取り組みの中から「支援者等の資質向上研修」「スーパーバイザーの派遣コンサルテーション」事業を委託している。現在まで谷間の問題として取り扱われてきた「強度行動障害」にスポットを当てた取組みを県レベルで展開していく。 「発達障害のある人のトータルライフ支援プロジェクトⅢ期（4 年目）」 （※詳細は別紙令和 5 年度おかやま発達障害者支援センター事業方針および重点課題） I 家族支援の推進 ①ペアレントメンター事業の推進、②家族支援を行う支援者への研修、③地域におけるペアレント・プログラム等による家族支援の取り組み推進、④家族の安心した支援拠点づくり推進事業などを通し、発達障害のある子どもを持つ保護者が孤立しないよう、保護者を支えるしくみ作りについて進める。 II トータルライフ支援の推進 乳幼児期から学齢期、成人期の支援体制整備事業、発達障害のある人の職場研修事業を通し、発達特性の見立てと必要な支援のケースワーク、自己理解支援を実施するとともに、子どもと保護者に必要な情報連携のあり方の検討等を、保健、子育て、教育、福祉等の支援機関との連携により進める。特にライフステージ移行期の引継ぎ体制についての検討をおこなう。 III 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり トータルライフ支援プロジェクトを進めていくうえで市町村コーディネーターとの連携をより強固なものにする為、各市町村の課題や施策の進捗等について市町村コーディネーターと部局横断の会議の場で協議・評価をおこない、地域住民にとって過不足ない支援に繋がっているのかの効果検証をおこなう。 「強度行動障害への支援体制整備事業」（サービス班） 「派遣コンサルテーション事業」「資質向上研修（フォローアップ研修）」を通し岡山県内の強度行動障害に関わる支援者の支援力の向上を図るとともに、次世代のコンサルタント（広域的人材・中核人材）の育成を目指す。 これらの取組みを、県、市町村の関係機関と連携しながらおこない、発達障害のある本人、家族が身近な地域でライフステージを通じて必要な支援が受けられる支援体制整備を促進する。

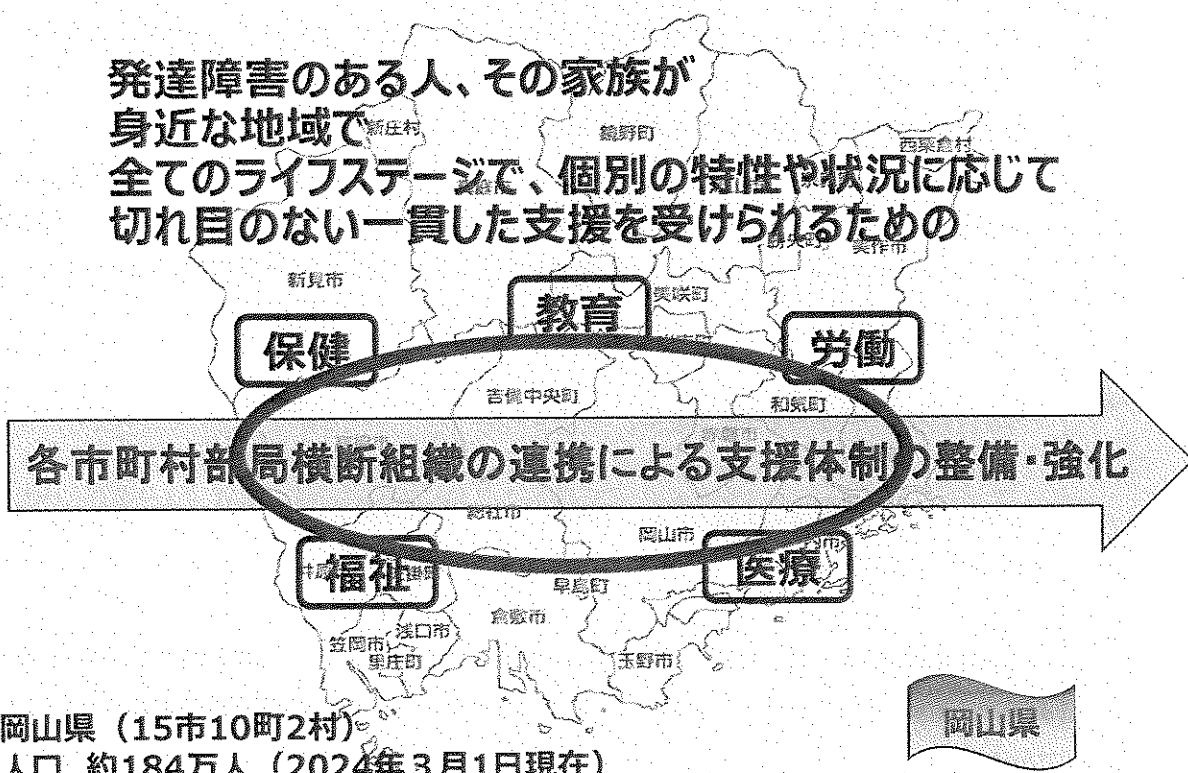
令和6年度
おかやま発達障害者支援センター

事業方針および重点課題



【事業方針】

発達障害のある人、その家族が
身近な地域で、全てのライフステージで、個別の特性や状況に応じて
切れ目のない一貫した支援を受けられるための



【支援体制整備】

発達障害のある人およびその家族、関係者が、より身近な地域において必要な支援が受けられるよう、各市町村の状況に応じた体制整備を目指す。



1次的支援

- 発達障害のある人、疑いのある人、ご家族への相談支援

2次的支援

- 支援者への後方的な支援
＜巡回相談、機関コンサルテーション、個別の調整会議など＞

3次的支援

- 発達障害支援に関する市町村の事業や部局横断的な検討会議への運営協力、普及啓発・研修など

令和6年度 支援センター事業のイメージ

発達障害者支援センター運営事業
強度行動障害への支援体制整備事業

第3期トータルライフ支援プロジェクト
(2021年～2025年：4年目)

【直接・間接的な支援】

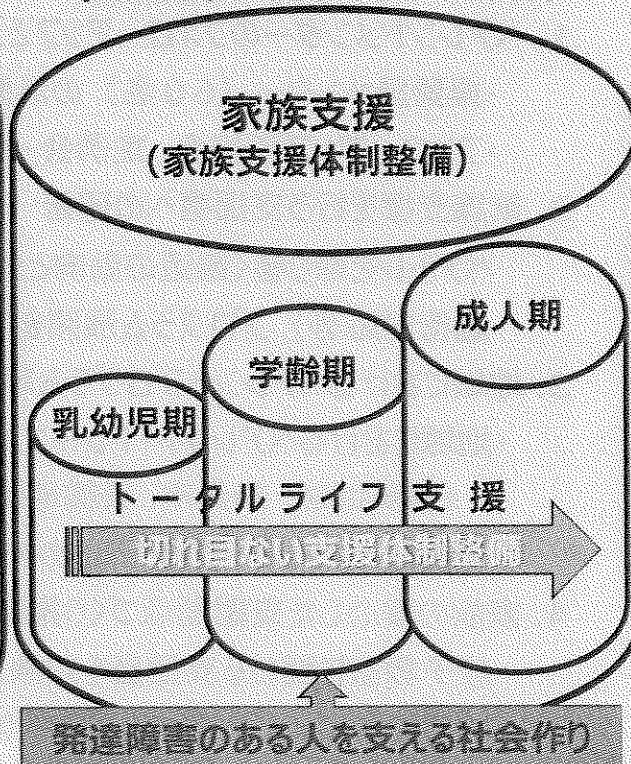
- 発達障害のある人・その家族への相談支援
- 関係機関との連携強化による人材育成(機関コンサルテーション・個別の調整会議等)
- 乳幼児期から成人期を通じた一貫した支援体制の整備と効果検証

【谷間の問題への支援】

- 青年期キャリア教育への介入
- 親の会へのバックアップ

【強度行動障害支援】

- スーパーバイザー派遣コンサルテーション
- 支援者等資質向上研修：人材育成



【重点課題】

第3期トータルライフ支援プロジェクト (2021年～2025年) ＜4年目＞

- 家族支援の推進（家族支援体制整備）
- トータルライフ支援の推進
- 身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり

＜家族支援の推進＞ ペアレントメンター養成・派遣事業 家族支援のスキル向上支援事業

1. ペアレントメンターのフォローアップとメンター事業の推進
 - ・県登録メンター（60名）の活動への派遣と事前事後フォロー（事務局運営）
 - ・フォローアップ研修会、定例会・オンライン交流会、連絡協議会の運営
2. 家族支援を行う支援者への研修（1日：オンライン）
 - ・ペアトレを取り巻く最近の動向と対象別（幼児期/思春期、発達障害/虐待対応等）プログラム展開を学ぶ基調講演＋実践報告
3. 地域におけるペアレントプログラム等による家族支援の取組推進
 - ・地域におけるペアレント・トレーニング実施のバックアップおよびフォロー（勝英地域、新見市、東備地域、玉野市、早島町、津山圏域で予定）
 - ・研修型ペアレント・プログラムの開催
4. 家族の安心した支援拠点づくり推進事業
 - ・親子教室に関わる支援者を対象とする推進研修会の実施
 - ・専門家から助言を受けるOJT研修（2回）と推進実習（2～3か所）

<トータルライフ支援の推進（１）> 乳幼児期支援体制整備事業

発達障害児の早期支援に向け、市町村がより効果的な施策が実施できるよう、これまでの支援体制評価のための地域評価ツール（Q-SACCS）、乳幼児健診における子どもの特性把握と保護者支援のためのツール（M-CHAT）を導入する市町村のサポートと導入後のフォローアップ・モニタリングを実施する。

- ・市町村におけるM-CHAT（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）への実施協力
- ・市町村の母子保健、子育て、障害福祉担当者を対象としたM-CHATに関する合同研修会（講義+実践報告）の実施（オンライン）

<トータルライフ支援の推進（２）> 学齢期支援体制整備事業

園から小への引継ぎガイドラインに取り組む市町村へのサポート・フォロー、モニタリングと共に、義務教育終了後となる中学校卒業後の高校への引継ぎ体制の強化を図るとともに、引継ぎ場面での関係機関の連携を促進する。また学生生活の中で、将来の就労や自立を見据えた「自己理解」や「相談スキル」の獲得を支援する。高校卒業後の進学、就労への移行支援についても促進を図る。

- ・乳幼児期ガイドラインに沿った取り組みの促進と実施後のフォローアップ
各市町村部局横断組織への出席を通し、就学前後の引継ぎ体制整備（共通支援シート）に協力する
- ・中・高合同研修会の開催（２回：オンライン）
教育部局・福祉部局・市町村のつながりを目指した研修会の実施
（切れ目のない引継ぎと卒後を見据えた自己理解支援の在り方を考える）
- ・中・高・関係機関連携会議の開催
進学・就労へと続く移行期の切れ目のない支援として、支援制度や支援機関の情報と利用に向けた本人・家族への支援について、中学生・高校生年代を支える教育・福祉・市町村自治体等の支援者が共に学ぶ連携会議の開催
美作圏域（Ｒ５）→備中圏域（Ｒ６）→備前圏域（Ｒ７）

<トータルライフ支援の推進（３）>

成人期支援体制整備事業

（発達障害者就労支援事業）

（青年期以降の支援拠点充実事業）

発達障害のある人の就労支援について障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター等との情報交換会、就労支援機関や教育機関、企業、自治体の雇用担当者を対象にした連絡会議を各１回実施する。

また企業等を対象とした雇用促進研修会を開催し、発達障害のある人の雇用を促進する。

青年期以降の発達障害のある人が社会から孤立しないよう、支援拠点作りを促進するための研修会を開催する。また取り組む市町村を支援する。

- ・雇用促進研修会の実施（障害者雇用企業・自治体、雇用検討企業等を対象）
- ・就労支援担当者連絡会の実施（情報交換会・担当者連絡会 各１回）
- ・雇用者向けハンドブックの普及と職場内での活用促進
- ・支援拠点充実事業研修会の実施
- ・市町村による支援拠点立ち上げのサポート
- ・既存の資源（ひきこもり・地活・NPO等）との情報交換・ネットワークづくり

<トータルライフ支援の推進（４）>

発達障害のある人の職場研修事業

県庁内に発達障害のある人を研修生として受け入れ、職場内における合理的配慮の実践例を蓄積し、関係する研修会・連絡会議等で、企業・自治体・支援機関等に啓発をおこなう。１クール５週間、１～２名を対象に実施。ご本人の「自己理解」を進めること、受け入れ側の「合理的配慮」について考えることを受け入れ部署、就労支援機関と連携しおこなう。

・発達障害のある人の県行政機関（障害福祉課・特別支援教育課）での職場研修の実施

受け入れ部署、就労支援機関等と連携し以下について実施する

- ・研修前の就労準備性のアセスメント
 - ・研修中の振り返りミーティング
 - ・研修後の求職活動に向けたナビゲーションブックの改定
- 出張業務や業務委託など関与する部署の拡大をめざす

＜身近な地域で発達障害のある人を支える社会づくり＞

発達障害者支援体制整備事業

（市町村支援体制整備促進事業）

（市町村支援体制効果検証事業）

キーパーソン活動促進事業

岡山県発達障害者支援センター運営事業・トータルライフ支援プロジェクトを進めていくうえでは市町村発達障害者支援コーディネーターとの連携が必要不可欠である。それをより強固なものにする為、各市町村の課題の共有や施策の進め方等について協議・検討をおこない、地域住民にとって過不足ない支援に繋がっているのかの効果検証をおこなう。

- ・県・市町村発達障害者支援コーディネーター連絡会議の実施（５回）
- ・効果検証合同研修会の実施（行政説明：厚労省・文科省、実践報告）
- ・臨地研修の実施（対象：市町村発達障害者支援コーディネーター等）
- ・キーパーソン交流グループ（Facebook）の運営管理

発達障害のある人への支援に係る取組について

- ・岡山市発達障害者支援センター
- ・岡山労働局 職業対策課
- ・健康推進課
- ・子ども未来課
- ・子ども家庭課
- ・労働雇用政策課
- ・特別支援教育課
- ・総合教育センター

発達障害のある人への支援に係る取組について

【 岡山市発達障害者支援センター 】

令和5年度取組の成果と課題

<取組>

1 相談支援実績

発達支援 実支援人数 804 人 延支援件数 3,181 件

就労支援 実支援人数 136 人 延支援件数 443 件

2 発達支援

○親子が安心して過ごせる居場所「ぽかぽか広場」

医療受診待ち、療育開始待ちの保護者への不安軽減

実支援人数 31 組 5 会場 (55 回/年)

○CARE パッケージぽかぽか

実支援人数 10 組 5 会場 (15 回/年)

○にこにこ教室 (就学前)

診断・療育待ちの就学前幼児とその保護者へのプレ療育事業

実支援人数 5 組 3 回開催

保護者勉強会

実支援人数 7 人 1 回開催

○巡回支援専門員整備事業 (就学前訪問支援事業)

集団生活の中で、発達が気になる児へのかかわり方について保護者とともに考えていく

保・幼・こども園 実支援回数 10 園 17 回

集団検診等 実支援回数 1 回 4 人

3 成人期支援 (社会参加プログラム)

(1)居場所プログラム 「りんく」

一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、社会につながるような最初の一步となる場

中止

(2)働く動機づけプログラム 「ジョブリんく」

一人ひとりの発達障害の特性に応じた配慮のある中で、講座や仕事体験、職場見学などを通して、仕事に対するイメージや支援を受けるイメージを持ち、働く動機づけを促すプログラム

中止

(3)「B型ステップ」

働く気持ちはあっても仕事に結びつかない方のために、定期的な通所と軽作業の機会を提供することで、働くための準備をしていく。

2クール/年 (実施回数 12 回)

実支援人数 6 人 延支援人数 40 人

(4)余暇活動

・ボランティア活動

スポーツ団体ボランティア 3 回 実支援人数 16 人 (延 30 人)

・からだよろこぶストレッチ 5 回 実支援人数 17 人 (延 47 人)

	4 家族支援 ・親の会、公民館講座等からの要望によるミニ学習会、交流会等に参加 5 普及啓発 ・支援機関向け - 支援者のための連続講座 4回 750人 - 教職員対象 1回 67人 - 保健師・保育士対象 3回 372人 - 保幼・学校等対象の出前研修会 23か所 46回 (ひかりんパック研修) ・市民向け - 市民講座 1回 193人 - 公民館講座・地域要望等への講師派遣 ・企業向け - 企業向け雇用促進セミナー（市民講座と合同開催） ・発達障害基礎講座 1回 64人 - 発達障害についての正しい理解と支援を目的に実施 ・かかりつけ医等発達障害対応力向上研修 - 身近に相談を受け診療を行う、かかりつけ医等の医療従事者に対し、発達障害に関する対応力向上研修を行う 1回 研修修了者 46人 <課 題> ・ライフステージにおける切れ目のない支援を行うためのシステムを構築するために、庁内及び庁外、官民協働の連携をさらに進めていく。 ・専門機関として専門性を一層高めるとともに、各支援機関が相互補完的に機能を発揮できるようコーディネート機能の充実を図り、発達障害者の自立に向けた地域支援体制の整備を図る。
令和6年度の取組方針	重点取組 ・発達障害の診断に係る初診待機長期化の解消に向けた取組 ・強度行動障害の課題解決に向けた取組 継続取組 ・医療・福祉・教育の連携の強化 ・地域で支えるネットワークづくり（岡山市障害者自立支援協議会との連携） ・専門性の高い職員の確保と職員の相談・支援のスキルアップ

発達障害のある人への支援に係る取組について

令和5年度取組の成果と課題	1 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 福祉施設等と連携した「チーム支援」による就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。 令和5年度 支援対象者・・・404名（うち就職260名） （令和4年度 支援対象者・・・487名（うち就職281名）） 2 発達障害者・精神障害者等の職業リハビリテーションの推進のため「岡山地域障害者雇用支援連絡協議会」（岡山障害者職業センターと労働局共催）を開催（9月25日開催） 3 障害者トライアル雇用事業の推進 事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施することにより、障害者雇用を促進する。 令和5年度 開始者・・・99名 （令和4年度 開始者・・・106名） ※障害者と事業主とのきっかけづくりのための支援として、一層の活用促進を行う必要がある。 4 発達障害者雇用トータルサポーターによる専門的支援の実施。 発達障害者に対する就職準備段階から職場定着までの専門的支援を実施。 令和5年度 個別相談件数・・・1,226件 就職41名 （令和4年度 個別相談件数・・・835件 就職48名） 5 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業で働く一員の従業員の方に精神障害・発達障害に関して正しい理解を促し職場における応援者となっていただくための講座を開催 令和5年度 講座受講者・・・207名 （令和4年度 講座受講者・・・218名）
---------------	--

	6 発達障害者に対する関係機関との連携 (1) 国立吉備高原職業リハビリテーションセンター 就職意欲があり、訓練を受講することにより職業的自立が可能であると認められる発達障害者を対象に1年間の職業訓練を実施。 令和5年度中の修了生50名：就職47名 (令和4年度中の修了生52名：就職41名) (2) 岡山障害者職業センター ア 障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチを派遣し、きめ細かい人的支援の実施。(ジョブコーチ支援) イ 障害者の就職前の作業支援、職業準備講習等を実施し、基本的労働習慣の習得の支援の実施。(職業準備支援) (3) 障害者就業・生活支援センター(岡山・倉敷・津山・たかはし) 障害者の身近な地域において就業面等における一体的な支援の実施。 令和5年度における支援件数・・・21,817件(うち発達障害449件) (令和4年度における支援件数・・・20,604件(うち発達障害426件))
令和6年度の取組方針	上記1～6について、令和6年度も引き続き取組予定。

【所属 岡山労働局職業安定部職業対策課】

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 健康推進課】

令和5年度取組の成果と課題	1. 子どもの健やか発達支援事業（保健所実施） (1) 子どもの発達支援相談の実施 未熟児や障害児又はその疑いのある子どもや、その保護者を対象に、発育や発達等について、児童精神科医、小児神経科医等の専門家による相談を保健所にて実施した。 70回 延 150人 (2) 地域支援連絡会議の開催 市町村や医療機関等の関係機関と連絡会議を開催し、発達に問題がある子どもや虐待のリスクのある家庭に対する支援の状況の共有や検討を行った。 29回 2. 子どもの心の診療ネットワーク事業（岡山県精神科医療センター委託） 岡山県精神科医療センターを子どもの心の診療拠点病院に指定し、発達障害も含めた子どもの心の問題に対応するため、次の事業を行った。 (1) 子どもの心の診療支援事業 ○県保健所子どもの発達支援相談への公認心理師の派遣 10回 (2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業 ○児童精神科定例カンファレンスの実施 4回 ○セミナー、研修会の開催 4回 (3) 普及啓発・情報提供事業 ○ホームページを開設 ○県内教育機関での講演会の実施 1回 【課題】 県内の出生数が年々、減少する中で、市町村によっては、「育児能力が低い」「周囲のサポートが少なく孤立しがち」などの養育支援が必要な母親が増加しているとの声も伺っており、児への支援だけでなく、家族も含めた切れ目ないサポートが必要である。 県内の児童精神科医は限られており、県南に集中するなど、人材確保が難しい状況である。そのため、子どもの心の診療ネットワーク事業等を通して、多機関と連携しながら体制の強化を図っていく必要がある。また、身近な地域での専門医へ相談できる場や療育の受け皿が不足しており、相談後も療育につながるまで時間を要するケースもある。待機中でも保健師が保護者の相談にのる等、個々のケースに合わせたきめ細やかな支援に努めると共に、発達支援相談後も、引き続き、市町村と連携したフォローアップや教育関係機関と就学前後の支援に向けた情報共有を密に行っていく必要がある。
---------------	---

令和6年度の取り組み方針	○子どもの健やか発達支援事業 (1) 子どもの発達支援相談の実施 (2) 地域支援連絡会議の開催 ○子どもの心の診療ネットワーク事業（岡山県精神科医療センター委託） (1) 子どもの心の診療支援事業 (2) 子どもの心の診療関係者研修・育成事業 (3) 普及啓発・情報提供事業
--------------	---

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属：子ども未来課】

令和5年度取組の成果と課題	1 発達障害児支援保育士等研修 人間形成の基礎となる乳幼児期を過ごす保育所等において、子どもの発達の課題や特徴を理解した支援が行えるよう、保育士等を対象とした実務研修を県民局単位で実施した。 【取組の成果】 ○備前県民局 ・保育場面における発達障害児の理解と支援、インクルーシブ保育実践例の紹介と保護者・関係機関との連携についての講義やグループでの事例検討等（5回）を実施し、保育士等延べ103名が参加した。 ○備中県民局 ・発達障害のある子どもの理解と対応についての講義及びグループでの事例検討（7回）と、希望する2保育所等で巡回相談を実施し、保育士等延べ71名が参加した。 ○美作県民局 ・子どもの発達の課題や特性を理解し、相談機関やサービスについて学ぶ講義及びグループでの事例検討（4回）を実施し、保育士等延べ71名が参加した。 上記の研修を通して、発達障害のある子どもの支援に向けた保育士等の基礎知識及び実践力の向上を図った。 2 放課後児童クラブへの受入促進等 放課後児童クラブにおいて、発達障害等のある子どもの受入を促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、支援員に対して、必要な知識を習得するための研修を実施した。 【取組の成果】 (1) 障害児受入推進事業 障害児の受入に必要となる専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための経費の一部を515か所（支援の単位）に対して補助した。 (2) 障害児受入強化推進事業
---------------	---

	障害児を3人以上受け入れる場合に、受入れに必要な専門的知識を有する放課後児童支援員等を複数配置するための経費の一部を241か所（支援の単位）に対して補助した。 (3) 放課後児童支援員等資質向上研修 放課後児童支援員等を対象に、発達障害等のある子どもの支援についての講座を実施した。（修了者90名）
令和6年度の取組方針	1 発達障害児支援保育士等研修について 発達障害のある子どもの支援にあたる保育士等を対象に、県民局単位で、管内の保育所等の状況や要望に応じて、発達障害のある子どもの支援に向けた基礎知識と臨機応変に対応できる実践力の向上を図る研修を実施する。 2 放課後児童クラブへの受入促進等について 発達障害をはじめ特別な支援を必要とする子どもの放課後児童クラブへの受入れを促進するため、専門的知識を有する放課後児童支援員等を配置するための支援を行うとともに、支援員が発達障害のある子どもへの対応に必要な知識を習得するための研修を実施する。

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 子ども家庭課 】

令和5年度取組の成果と課題	1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施した。 【取組の成果】 子どもや保護者、保育所や学校等へ子どもの特性やかかわり方について助言や指導を行い、必要に応じて判定書等の発行や療育機関への紹介等を実施した。 2 児童養護施設等対応機能強化事業 ○全体研修会の開催 他自治体の施設職員を講師として招き、児童自立支援施設及び県児童相談所の職員を対象に、より良い施設運営に向けて、様々な課題を抱えた子どもの支援などについて学ぶ研修会を開催した。(回数：3回 参加者：計54人)。 【取組の成果】 他自治体の施設で実際に行われている子どもへの支援や職員の資質向上などのための取り組みを学び、実際の技法を体験することができたことで、今後の施設の在り方を検討する機会となった。
令和6年度の取組方針	1 発達障害児の相談、判定業務について 児童相談所が、年度を通じて発達障害を有する子どもやその疑いがある子どもの相談支援及び心理学的、医学的判定業務を実施する。 2 児童養護施設等対応機能強化事業について 施設職員が、発達障害等の様々な課題を抱える子どもについて適切な支援ができるように「全体研修会」及び「事例検討会」の実施を検討する。

「発達障害のある人への支援に係る取組について」補足資料（R6）

1 心理学的、医学的判定業務

児童相談所では、児童心理司が、面接、観察、心理検査等を基に、心理診断を行い、心理学的観点から支援の内容や方針を定める。心理診断を踏まえて、子どもや保護者、子どもの所属機関等の支援を行う。なお、心理検査の種類は次の表のとおりである。

また、嘱託医師（児童精神科医、精神科医等）は、問診や診察、検査等を通じて医学診断を行う。医学診断に基づいて、子供や保護者へ助言を行う。

知 能 検 査	ビネー式	田中ビネー知能検査(V)、改訂版鈴木ビネー知能検査
	ウェクスラー式	WISC知能検査(Ⅲ・Ⅳ)
	その他	DAM(グッドイナフ人物画知能検査)・K-ABC(心理・教育アセスメントバッテリー) 他
発 達 検 査	遠城寺式・乳幼児分析的発達検査、新版K式発達検査、S-M社会生活能力検査 他	
人 格 検 査	質問紙法	Y-G性格検査(矢田部・ギルフォード性格検査) TEG(東大式エゴグラム) 他
	投 影 法	SCT(文章完成法)、P-フスタディ(絵画欲求不満テスト)、ロールシャッハテスト 描画法: 人物画、樹木画、家族画、HTPテスト、風景構成法 他
その他の検査	ベンダー・ゲシュタルト・テスト、フロステイグ視知覚発達検査、DEL(非行傾向診断検査)、TSCC(子ども用トラウマ症状チェックリスト) 他	

2 発達障害の判定業務件数

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央	7	19	19	13
倉敷	79	80	74	47
津山	44	21	17	27
合計	130	120	110	87

3 発達障害の相談対応件数

(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中央	6	13	15	15
倉敷	89	108	88	62
津山	49	29	15	25
合計	144	150	118	102

4 関係する療育機関（県内の障害児入所施設）

福祉型 旭川学園、津山ひかり学園ひかりの風 など

医療型 旭川療育園、国立病院機構南岡山医療センター など

5 出所 リーフレット「こどもたちの育ちや自立を支援する制度について」
岡山県児童相談所業務概要

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 労働雇用政策課 】

令和5年度取組の成果と課題	1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催 岡山労働局等と連携し、特別支援学校の生徒を対象とした就職準備講習会を開催したほか、求職中の障害のある人に対して、障害者の雇用を検討している企業とのマッチングを行う就職面接会を開催し、障害のある人の就業を支援した。 2 障害者委託訓練事業の実施 障害のある人が身近な地域で多様な職業訓練が受けられるよう企業へ委託して実施した。 3 障害者就業・生活支援センター事業 就業及びこれに伴う日常生活等の支援を必要とする障害のある人に対し、身近な地域において必要な指導や助言、その他の支援を行うため、県内4圏域において「障害者就業・生活支援センター」の指定を行っている。 備前圏域及び倉敷・井笠圏域に設置されている障害者就業・生活支援センターにおいて、増大し多様化する障害のある人の要望にきめ細やかに対応できるよう支援体制の充実を図った。 なお、就業支援分は労働雇用政策課、生活支援分は障害福祉課が所掌した。 4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣 障害のある人の雇用を検討している中小企業等に「障害者雇用促進アドバイザー」を派遣して適切な相談・助言を行った。 5 手話相談員の配置 県内の岡山、倉敷中央、津山の計3か所のハローワークに手話相談員を配置し、障害のある人の職業相談に対応した。
令和6年度の取組方針	○ 引き続き、次の事業を実施し、障害のある人の雇用促進に努める。 1 障害者就職準備講習会・就職面接会の開催 2 障害者委託訓練事業の実施 3 岡山県障害者就業・生活支援センター事業 4 障害者雇用促進アドバイザーの派遣 5 手話相談員の配置など

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 特別支援教育課 】

令和5年度取組の成果と課題

ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実

○特別支援教育エキスパート派遣 事業【継続】

特別支援学校教員のうち専門性の高い者を特別支援教育エキスパートとして指定するとともに、スーパーバイザーとして大学教員等特別支援教育の専門家を専門家チーム員として委嘱し、全ての学校種を対象に学校等からの要請に応じて派遣することにより、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の整備を図った。

【派遣実績：のべ 261 件】

イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり

○就学前からの特別支援教育拠点化推進事業【継続】

就学前における特別支援教育を市町村内で中心的に推進する拠点となる幼稚園等の体制整備に関する実践研究を行った。また研究の成果をガイドブックにまとめ、県内の幼稚園・保育所・認定こども園に配付をした。

ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援

○特別支援学級担任専門性向上事業【新規】

令和5年度から3年間、早島町を指定し、町内の小・中学校において、ICT（特別支援教育ソフト）を活用して、適切な実態把握、個別最適な学び、効果的な研修の3つの柱に沿って、学級担任の専門性の向上を図るために研究を行った。

○通級による指導におけるICT活用研究事業【継続】

令和4年度から3年間、倉敷市と津山市を指定し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動を行う通級による指導において、指導内容の充実、保護者等との情報共有、通級指導担当者の専門性向上の観点から、ICTを活用した指導の在り方について研究を行った。

エ 高等学校における発達障害児への指導・支援

○高等学校における合理的配慮充実事業【新規】

県立高等学校2校を研究指定校として指定し、合理的配慮の提供及び進路先（進学先及び障害者就労枠での就労先）への合理的配慮の引継ぎに係る手続き等の整理を行った。

○高等支援学校等就労支援充実事業【拡充】

就労支援コーディネーター2人を特別支援教育課に配置し、特別支援学校の職業教育の充実や、関係機関と連携した就労支援を実施するとともに、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の就労等について支援を行った。

【派遣高等学校数：13校、支援希望生徒数：36人】

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 特別支援教育課 】

令和6年度の取組方針

ア 学校園を支援する特別支援学校のセンター的機能の充実

○特別支援教育エキスパート派遣 事業【継続】

特別支援学校教員のうち専門性の高い者を特別支援教育エキスパートとして指定するとともに、スーパーバイザーとして大学教員等特別支援教育の専門家を専門家チーム員として委嘱し、全ての学校種を対象に学校等からの要請に応じて派遣することにより、特別な支援を必要とする幼児児童生徒への支援体制の整備を図る。本年度から、病気療養中の児童生徒も対象とするとともに、県立高等学校への積極的支援を行う。

イ 就学前からの発達障害児への支援体制づくり

昨年度まで実施していた「就学前からの特別支援教育拠点化推進事業」の取組を踏まえて作成したガイドブックの内容・活用方法等の周知を行う。

また、上記の「特別支援教育エキスパート派遣事業」において、任命・委嘱している特別支援学校の特別支援教育エキスパートや専門家チーム員に必要な応じて支援を行い、市町村教育委員会等と連携しながら、幼稚園等における特別支援教育の実践力の更なる向上を図る。

ウ 小・中学校における発達障害児への指導・支援

○特別支援学級担任専門性向上事業【継続】

市町村教育委員会が指定する小・中学校において、ICT（特別支援教育ソフト）を活用して学級担任の専門性の向上を図るとともに、実態差のある児童生徒に個別最適化した学びを保障するための実践研究を1町で行う。

○通級による指導におけるICT活用研究事業【継続】

通級による指導において、ICTを活用することにより、遠隔授業や打合せ、人材育成など通級による指導を充実させるための研究を2市に委託し、市町村教育委員会が指定した小・中学校において研究を行い、その研究成果を普及する。

○通級による指導パワーアップ事業【新規】

中学校・高等学校において学びの一つの場として通級指導教室の設置の推進を図る。その中で、通級担当候補者の育成と配置及び専門性の向上について研究を行う。

エ 高等学校における発達障害児への指導・支援

○通級による指導パワーアップ事業【新規】

中学校・高等学校において学びの一つの場として通級指導教室の設置の推進を図る。その中で、通級担当候補者の育成と配置及び専門性の向上について研究を行う。

○高等学校における合理的配慮充実事業【継続】

県立高等学校2校を研究指定校として指定し、合理的配慮アドバイザーを研究指定校等に派遣することで、高等学校における合理的配慮の提供の体制整備を図る。

○高等支援学校等就労支援充実事業【継続】

就労支援コーディネーターを県教委に配置し、高等支援学校及び特別支援学校の生徒の職場実習先や就労先の開拓を進めるとともに、特別支援学校と連携し、公立高等学校における特別な支援を必要とする生徒の就労等に関する支援を行う。

発達段階ごとの特別支援教育の充実

幼稚園・保育所・認定こども園

★発達障害等のある子どもの早期発見・早期対応と小学校段階への円滑な接続

【継続】

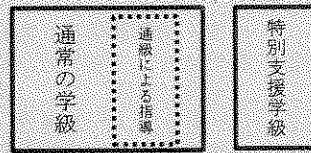
◎特別支援教育エキスパート派遣事業

●発達障害等のある幼児及び教職員支援 ●大学教員等の専門家チーム員を派遣

小学校・中学校

★通常学級における特別支援教育の指導力の向上と高い実践力を持った教員の養成
★授業のユニバーサルデザイン化と児童生徒の多様性を踏まえた学級づくり
★多様な学びの場づくり

小・中学校における学びの場



【継続】

◎通級による指導におけるICT活用研究事業

●通級による指導におけるICT活用に関する実践研究

◎特別支援学校教諭免許状取得促進事業

●教育職員免許法に基づく免許法認定講習を増設

◎特別支援教育エキスパート派遣事業

●発達障害等のある幼児及び教職員支援

●大学教員等の専門家チーム員を派遣

◎特別支援学級担任専門性向上事業

●実態差のある児童生徒に個別最適化した学びを保障するためのICT(特別支援教育ソフト)活用のあり方の研究

【新規】

◎通級による指導・パワーアップ事業

●通級担当者候補者の育成と配置及び専門性の向上に関する研究

高等学校

★障害特性に応じた指導
★通級指導の導入に向けた実践的な取組
★進路指導の充実による確実な就労支援

【継続】

◎高等学校における合理的配慮充実事業

●合理的配慮アドバイザーを派遣し、合理的配慮の提供の体制の整備

◎特別支援教育エキスパート派遣事業

●特別支援教育エキスパート派遣の巡回相談による特別支援教育推進のための体制の強化、教職員全体の専門性の向上

●病気療養児への進学支援等

【新規】

◎通級による指導・パワーアップ事業

●通級担当者候補者の育成と配置及び専門性の向上に関する研究

<その他の取組>

◎高等支援学校等就労支援充実事業

●就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓

特別支援学校

★発達障害を含む様々な障害や新たな課題に対応するための指導力の向上
★就労支援体制とキャリア教育の充実
★特別支援教育のセンター的機能の充実

【継続】

◎特別支援学校技能検定

●小学部から高等部までの発達段階に応じた技能検定の実施

◎居住地校交流充実事業

●「交流輪」の制度を導入し、障害のある子どもと障害のない子どもとの間での交流活動を促進

◎ジョブマッチング～特別支援学校生徒のためのジョブフェア～

●特別支援学校高等部生徒が企業担当者と直接話す機会の提供

◎特別支援学校における新しい教育課題研究事業

●授業づくりと学習評価に関する実践研究

◎スクールカウンセラー等の配置

◎医療的ケア充実事業

●指導医派遣等により医療的ケアの実施体制を充実

●最新の知識・技能を修得できる看護師研修体制の強化

◎高等支援学校等就労支援充実事業

●就労支援コーディネーターによる就労先等の開拓と公立高等学校への支援

◎特別支援学校・特別支援学級キャリア教育フェア

就学前段階

義務教育段階

高等学校段階

特別支援教育エキスパート(特別支援学校教員)・専門家チーム員の派遣
インクルーシブ教育推進フォーラム等による理解啓発と取組の普及
個別的教育支援計画等の作成・活用による合理的配慮の提供及び情報の引継ぎ

指導・助言(センター的機能)

特別な支援を必要とする子どもの自立と社会参加

発達障害のある人への支援に係る取組について

【所属 岡山県総合教育センター】

令和5年度取組の成果と課題	○総合教育センターでは、教育相談、研修講座、学校支援（研修支援事業、学校コンサルテーション事業）オンライン応援室等の総合的な取組により、教師、学校の専門性の向上に努めている。 I 取組と成果 1 研修講座 ① 特別支援教育コーディネーターの専門性向上に関する研修講座 対象：特別支援教育コーディネーター ▽新任特別支援教育コーディネーター研修講座(事前eラーニング研修、遠隔研修) ・特別支援教育コーディネーターの役割を理解し、個別の教育支援計画や年間活動計画作成等の演習を通して、校内支援体制の確立について方向性を考えた。 5月10日（月）66名受講 ▽高等学校特別支援教育コーディネーター研修講座(集合研修) ・校内の特別支援教育体制を整備するために、特別支援教育コーディネーターとして必要な知識・技能の習得を図った。6月19日（月）66名受講 ② 特別支援学級担当者の専門性向上に関する研修講座 ▽読み書きに困難さのある児童生徒への指導・支援研修講座 ・読み書きの困難さの背景となる要因とその支援方法を演習・協議を通して考え、必要な知識・技能の習得を図った。 11月14日（火）27名受講 ▽小・中学校新任特別支援学級等担当教員研修講座(集合研修、eラーニング研修) ・学級・教室経営、学習指導等について、実践発表、協議を通して、指導力や資質の向上を図った。 5月eラーニング、7月3日（月）集合 228名受講 ③ インクルーシブ教育に関する研修講座 ▽インクルーシブ教育研修講座 ・これからのインクルーシブ教育を見据えた通常の学級の今後の在り方について、講義実践発表を基に協議し、専門性の向上を図った。 9月11日（月）22名受講 ▽「発達障害・情緒障害の理解と担当者等の専門性向上・連携推進研修講座」 ・外部講師からの講義・演習を通して、発達障害の理解と適切な指導支援等の専門性の向上を図った。また、学校講師の実践発表や協議を通して通級指導教室や特別支援学級と通常学級との連携の在り方について考えた。 8月9日（水）61名受講 *その他、発達障害をテーマにした研修内容（講義）は、管理職研修、経験年数別研修講座、事務職員研修講座の一部でも取り上げた。 2 研修支援事業 ○県内の市町村教育委員会や中学校区主催の研修、公立高等学校、特別支援学校の校内研修への支援30回 3 学校コンサルテーション事業 ○小・中学校等に出向いての学校コンサルテーション（校内支援体制の確立）48回（小学校43回、中学校5回） ◎学校支援の際に令和2年度の「共生社会の担い手」の育成に関する研究内容の普及に努めた。 II 課題 ・教職員の専門性向上に向け、新たな研修制度を踏まえた研修後の活用及び実践に結び付く研修の充実 ・市町村教育委員会や関係機関等と連携した課題解決に結びつく学校コンサルテーションの実施
令和6年度の取組方針	I オンライン自立応援室の実施（新規） 人となることが難しい児童生徒の、社会的自立に向けたきっかけとなる居場所をオンライン上に提供し、つながるよさを感じたり、自分のやりたいことを見付けたり、自分らしさを肯定的に受け止めたりする経験を積むことができるようにする。 II 研修講座の実施 ・教師・学校の専門性向上のため、「自閉症のある子どもの自立活動の指導研修講座」「特別支援学級における自立活動指導研修講座」の講座を新設 III 学校コンサルテーション事業の充実 ・市町村教育委員会や関係機関等と連携し、課題解決、校内支援体制の確立に繋がる助言